

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県消防表彰規則の一部を改正する規則

五五

告 示

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件

五五

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件

六五

○県営土地改良事業計画を変更した件

六五

福 島 県 准 護 師 試 験 を 実 施 す る 件

○福島県准看護師試験を実施する件

六五

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

六五

○林業種苗法による講習会を開催する件

六五

○河川整備計画を定めた件二件

六五

規 則

福島県消防表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第八十七号

福島県消防表彰規則の一部を改正する規則

福島県消防表彰規則(昭和四十一年福島県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第三十六条」を「第三十六条第七項」に、「第三十五条の七第一項」を「第三十五条の十第一項」に改める。

第五条第一項中「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「政令」という。)」別表第三を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成十八年総務省令第百十号。以下「省令」という。)」別表第二に改め、同条第四項中「政令」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「政令」という。)」に改め、

「第九条の三第二項」の下に「において準用する政令第八条の二第二項」を加える。別表第三備考1中「政令別表第三」を「省令別表第二」に改め、同表備考2中「第六条第二項から第六項まで(第三項第一号)」を「第六条第五項から第八項まで(第六項第一号)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十月三十日から施行する。ただし、第三条の改正規定(「第三十六条」を「第三十六条第七項」に改める部分に限る。)、第五条の改正規定及び別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

(消防保安課)

告 示

福島県告示第六百五十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年十月二十七日から平成二十二年三月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル好間店 福島県いわき市好間町下好間字鬼越百十番地一ほか
変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 福島県いわき市好間町下好間字鬼越百八番地ほか

(変更後) 福島県いわき市好間町下好間字鬼越百十番地一ほか

二 変更した年月日

平成二十一年八月二十八日

三 届出年月日

平成二十一年十月十五日

四 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。))第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十月二十七日から同年十一月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まち

づくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部
商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年十月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
コープマート保原 福島県伊達市保原町字柳町二十四番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一
項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十
一年十月二十七日から同年十一月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まち
づくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観
光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年十月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
MOLTI 福島県郡山市駅前二丁目十一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
合戸地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。
この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年十月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十一年十月二十八日から
同 年十一月十六日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
いわき市役所

(農村計画課)

公 告

公告第五百六十四号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により、平成
二十一年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。
平成二十一年十月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験期日
平成二十二年二月十六日(火)午後一時開始

二 試験場所

郡山市安積町日出山字北千保十九番地の八 福島県産業交流館(ビッグパレットふ
くしま)多目的展示ホール

三 提出書類

- 1 受験願書
- 2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメー
トルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙にはり
付けること。

3 受験資格を証する書類

(一) 保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規
則」という。)第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。

(二) 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を
添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込
証明書を添付すること。ただし、この者が平成二十二年三月九日午後五時までに
修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかににか
わらず当該試験は無効とする。

四 受験手数料

六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消
印はしないこと)。

五 受験願書の受付期間

平成二十一年十二月七日から同月九日までに持参又は書留郵便により郵送のこと
(郵送の場合は、平成二十一年十二月九日までの消印のあるものは有効とする)。

六 受験願書の提出先

福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課
福島市杉妻町二番十六号(郵便番号九六〇一八六七〇)

電話 〇二四一五二一七三三二(直通)

七 その他

1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」

と朱書して百四十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。

2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課に問い合わせること。

(医療看護課)

公告第五百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年十月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
霊山町土地改良区

退任した役員
役別 氏名 住所
監事 菅野 政秀 伊達市霊山町泉原字武ノ内一番地一
就任した役員
役別 氏名 住所
監事 菅野 勉 伊達市霊山町中川字前神一〇番地二

(農村計画課)

公告第五百六十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、同法第十三条第三項第三号イの講習会を次のとおり開催する。

平成二十一年十月二十七日

一 開催期日、開催時刻、講習対象者及び開催場所
福島県知事 佐藤 雄 平

開催期日	開催時刻	講習対象者	開催場所
平成二十一年 十二月十日	午前十時	生産事業を行 うとする者等	郡山市安積町成田字西島坂一 福島県林業研究センター

二 受講申込要領

講習会を受けようとする者は、福島県農林事務所に備付けの生産事業者講習会受講申込書に手数料(福島県収入証紙一万四千円によること。)を添えて、平成二十一年十一月二十四日までに所轄の福島県農林事務所申し込むこと。

三 講習内容及び講習時間
種苗に関する法令

二時間

種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
種苗の生産技術に関する事項 二時間
その他

四 なお、講習会の詳細については、所轄の福島県農林事務所にお問い合わせること。郵便により照会する場合は、あて先明記の八十円切手をはった返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

(森林整備課)

公告第五百六十七号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第二項の規定により、河川整備計画を次のとおり定めた。

この計画に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課、福島県南会津建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

河川整備計画の名称 一級河川阿賀野川水系阿賀川上流圏域河川整備計画

(河川計画課)

公告第五百六十八号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第二項の規定により、河川整備計画を次のとおり定めた。

この計画に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課、福島県南会津建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

河川整備計画の名称 一級河川阿賀野川水系只見川圏域河川整備計画

(河川計画課)